TAX NEWS

～銀行に『遺言信託』を頼むべきか？～

先日、お客様から『銀行から“遺言信託”を提案されてんけど、やった方がいいの？』とご質問をいただきました。低金利時代で収益が圧迫されている金融機関は、本来の銀行業務ではない生命保険やオペレーティングリースなどとともに、『遺言信託』も重要な収益源の一つとして取り組んでいるようで、『提案されているけど・・・』というこの手のご質問が増えてきていると実感しています。今回のご相談のケースでは、最近発生した相続の手続きで相当苦労されたようで、『次の相続では同じような苦労をしたくない』と考えていたところ、とある銀行から提案のあった『遺言信託』について、利用すべきかどうかを思案されておられました。

狭義の遺言信託と金融機関の『遺言信託』

受益者（利益を受け取る権利を有する者）のために委託者が財産などの管理運用を受託者に任せることを「信託」と言いますが、遺言で信託を設定することもできます。（狭義の遺言信託）

ただし、銀行で取り扱う『遺言信託』は単なる商品（名）であって、狭義の遺言信託の機能は有しないものがほとんどです。パンフレットなどでは、①遺言書の作成とコンサルティング、②遺言書の保管、③遺言の執行などが主なサービスとして挙げられていますが、実質的に金融機関を利用するメリットはほとんどありません。あるとしても『銀行は信用できる（？）』程度のものです。

①の“コンサルティング”といっても、金融機関の『遺言信託』は、たいていマニュアルに沿ったものばかりで、遺留分を侵害するような『すべての財産を妻に相続させる』という遺言書は作成できない等、個々の事情まで深く考慮した内容での遺言はできません。②の“保管”は公正証書遺言にしておけば、公証役場で保管されます。また、③“遺言の執行”においては、銀行は音頭をとる役割なので、実際に手続きが必要となる登記や相続税申告は銀行のお抱えの司法書士や税理士に外注することになります。

金融機関『遺言信託』の高額な手数料

さて、そんな銀行の『遺言信託』の手数料はいくらかかるのでしょうか？

『遺言信託』を取り扱っている主な金融機関の場合、①基本手数料約 30 万＋実費、②遺言執行時には資産額にかかわらず最低約 100 万～160 万（資産額が大きければそれ以上）（登記費用や申告費用などの実費は別途）もの高額な手数料がかかるのです。

弊社にご依頼いただいた場合、①公正証書遺言 20 万+実費、②最低 30 万～（財産の額ではなく、実際の相続手続きの件数による）又は、公的機関である家庭裁判所に費用を決めてもらうことも可能です。

“銀行に『遺言信託』を頼むべきか？”答えは“NO”です。

すべてのサービスは弊所での対応も可能で、実際に弊所を利用されているお客様もいらっしゃいます。弊所ではその分野の専任者を配置し、狭義（本来）の信託などにも精通した司法書士と連携した高度なサービスで、ご利用いただいているお客様にもご満足いただいております。

（文責：藤村祐司）